



# 消費生活

## みみより情報

No. 16  
平成24年3月  
発行／市消費生活センター  
編集／市役所市民生活課  
広報市民相談室  
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

### 「払いすぎたお金を取り戻してあげる」の電話に注意!!

消費者金融に債務のある(あった)人に、『払いすぎたお金(過払い金)があるので取り戻してあげる』と持ちかけ、着手金等を要求する手口です。消費者金融から取り引き履歴をとって送るようにと指示し、必要な書類として印鑑証明書や保険証・免許証の写しを送付させようとしています。電話で、過払い金の返還請求や債務整理を勧誘されても依頼しないようにしましょう。

過払い金を取り戻せる

費用も格安

手続きも簡単

取り引き履歴を取って送って!

過払い金の請求を  
しませんか? 手続  
きは簡単です!



#### 《アドバイス》

- 遠方からのため、弁護士等の実態が不明です。
- 弁護士等の名前を出されても、信用しないこと。
- 債務整理に関する電話勧誘はきっぱりと断りましょう。
- これまで借金をしたことがある人や現在債務のある人は特に注意して下さい。

#### 債務整理や過払い金の請求は

顔の見える信頼できる弁護士等に相談しましょう。



多重債務は解決方法が必ずあります。まずご相談下さい。

債務整理の手続きとして、次の4つの方法があります。

任意整理	借り手と貸し手が話し合い、利息制限法に基づいて利息計算をし直したうえで、元金や利息の減額などの交渉をします。ほとんどの場合、弁護士や司法書士等の専門家に依頼します。
特定調停	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間に入り、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させます。費用が最も安い債務整理方法です。
個人再生	裁判所が認めた返済計画で完済すると、残りの借金が免除されます。自宅を手放さず、住宅ローンを支払いながら返済を続けられる場合があります。
自己破産	裁判所から破産宣告を受けて、免責決定を受けると借金が免除されます。

### 消費生活で困ったときは一人で悩まず相談

# 0570-064-370

ホットラインに電話すると、近くの消費生活相談窓口につながります。  
自治体の相談窓口が分からない方は、「消費者ホットライン」をご利用下さい。

### 封筒が届いていませんか? という不審な電話

知らない人からの電話や郵便による「未公開株・社債」の勧誘は「詐欺」の可能性が**あります**

届いたら連絡して!

必ず儲かりますよ!

代わりに買って!

あとで必ず高値で  
買い取る!



#### 「未公開株・社債」について

登録を受けた証券会社以外による売買は **原則無効!**

登録を受けた証券会社以外による広告・勧誘は **違法!**

金融庁・財務局の登録を受けている証券会社であっても……

- その証券会社の信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁止されています。
- 金融庁などの公的機関を名乗る電話や「買ってくれたらあとで高く買い取ります」、「損を取り戻してあげます」などといった勧誘も簡単に信用してはいけません。

## 世の中にうまい話はありません!

## 「洗濯する布団はないか」と訪問してくる不審な業者

《相談事例》 西之表市内 80代

夜7時過ぎに突然見知らぬ人が「洗濯する布団はないか」と自宅を訪問してきて、「ありません!」と言っても「そんなはずはない!」となかなか帰ってくれなかった。近所でも、断っても帰ってくれず怖かった、勝手に家に入ってきた、などという話を聞いた。

対策

- 知らない人が訪ねてきたら、訪問の目的を確認する
- 訪問者の氏名や会社名などがわかる身分証明書などの提示を求める
- 必要ないと思ったら、きっぱりと断る
- 訪問者が居座って帰ってくれないときは、警察署に通報する

なかなか帰ってくれず、仕方なく契約した場合は、消費者契約法により、契約を取り消すことができます。早めに西之表市消費生活センターにご相談下さい。

### 消費者契約法による契約の取り消し こんなとき、消費者は契約を取り消すことができます

消費者と事業者との間には、情報や知識などに大きな格差があります。このことから、事業者の不当な勧誘行為により、消費者が誤認した場合や困惑した場合について、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができます。取り消しができる期間は、誤認に気づいた時、又は困惑状態（不退去、監禁）から脱した時から**6ヶ月間、契約してから5年以内**となっています。ただし、店頭販売や通信販売には適用されません。

### 事業者の不当勧誘行為の例

#### 不実告知

「この機械を取り付ければ電気代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売。

#### 不退去

訪問販売で浄水器を勧められ、何度も断ったのに帰らず仕方なく契約した場合など。

#### 不利益事実の故意の不告知

隣にマンションが建設されることを知りながらそのことを隠して「眺望・日照良好」と説明をして販売。

#### 監禁

店などに連れて行かれ、何度も帰りたと言ったのに帰してもらえず仕方なく契約した場合など。

#### 断定的判断の提供

「将来、確実に儲かる」などと、将来どうなるかわからないことについて、断定した説明をして販売。

不実告知、断定的判断、故意の不告知は契約上重要な事項について行われた場合が対象で、何らかのうそがあったからといって必ず取り消しできるとは限りません。

## これから社会に出る皆さんへ

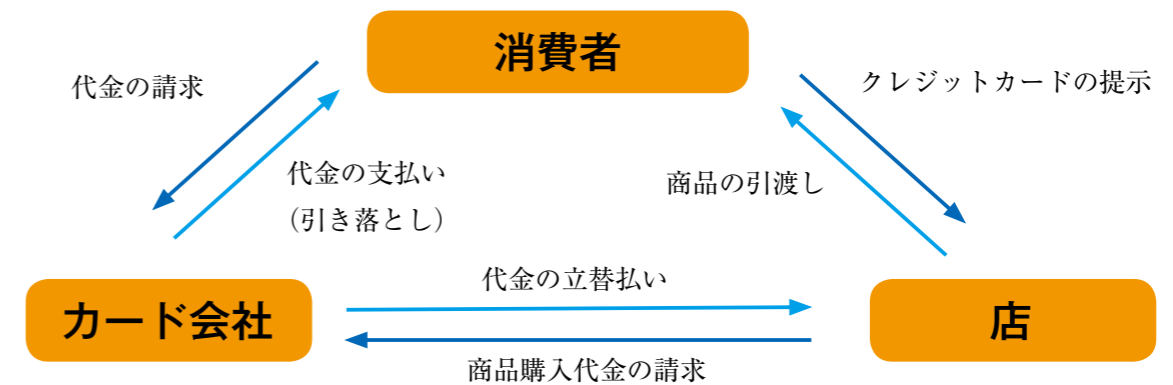
### 契約＝約束です

契約は一言で言えば当事者間の約束で法律的な拘束力が生ずるものを意味し、原則として**当事者間の合意で成立します**。

契約書を作成することは、約束事を文書にして契約内容をはっきりさせることによって後のトラブルを防ぐことを目的としたもので、原則として契約書がなくても契約は成立します。つまり単なる**口約束でも契約は成立するのです**。



### クレジットの仕組み（クレジットカードの場合）



クレジットとは、「信用」という意味です。クレジットカードで消費者が買い物をする時、消費者にかわってカード会社が商品の代金を店に支払います。消費者は現金を後払いにして先に商品を手に入れることができます。

後で返済しなければならないという意味では、**借金をするのと同じ**こととなります。

- クレジットは借金と心得る
- 自分の収入にあった利用を心がける
- カードは多くもちすぎない
- 返済は確実に
- 売上票の利用代金をしっかりチェックする
- カードは絶対人に貸さない
- カードを紛失したらすぐに手続きを
- クレジット返済のためのキャッシングは絶対しない
- 高金利の借金をしない
- 借金返済のための借金はしない
- 安易に保証人とならない

これだけは覚えておいてね。



多重債務に陥らないように!